

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (農業への信用保証制度の適用について) (議事概要)

(開催要領)

日時 平成 25 年 12 月 24 日 (火) 15:10~15:25

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

松永 明 経済産業省中小企業庁事業環境部長

小島 吉量 農林水産省経営局金融調整課長 ほか

<事務局>

(議事概要)

○藤原参事官 では、早速でございますが、始めさせていただきます。

10月18日の日本経済再生本部決定いたしました規制改革事項のうち、12月7日に成立いたしました国家戦略特区法に規定されていない、いわゆる政省令の事項でございますとか、運用改善の事項、こういった措置される事項につきましても法律事項と同時期の施行実現を、これは法の趣旨あるいは日本経済再生本部決定の趣旨から、是非お願いをしたいという観点から、現状とその見通しにつきまして、ヒアリングを行わせていただきたいと思います。

中小企業庁の方々にお出でいただいております。議事内容と資料は公開の扱いということでよろしゅうございますでしょうか。

では、その形でよろしくお願いたします。

では、座長、お願いします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくさしまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いしたいと思います。

○経済産業省 今、藤原参事官から御指摘をいただきましたように、国家戦略特区で規制改革事項等の検討方針を踏まえ、国家戦略特区におきまして、農業への信用保証制度の適

用、商工業者とともに行う農業でございますけれども、これを実施する方針をとっております。

具体的には、お手元にある資料のとおり、信用保証に必要な財政措置を今回の補正予算で要求しております。法令の特例措置という形でなく、保証条件を規定する信用保証制度要綱を創設することで、これを実施することができます。特に、法令上の支障はありませんので、こういう形で進めさせていただきたいと思っております。

一方、農業自体のリスクを把握することは、信用保証協会が審査をする際になかなか難しいという面もあろうかと思えます。本制度の利用促進を図るという観点からいたしますと、これは保証料を取って回しているわけでございますが、あまりにも過大な保証料を取るのには、制度をつくっても利用が進まないということになってしまいます。バランスを取るためには、信用保証協会に対して一定程度の財政支援を行う必要があるのではないかとこの観点から、今回財政措置を取らせていただくという形で対応をしたいと思っております。

利用者、これは商工業とともに農業を行う方が債務不履行になった場合に対する信用保証でございます。銀行から融資をしたものを保証しており、代位弁済をするという形で運用しているわけでございます。この損失補てんを行うための予算として、予算額2億円を計上させていただいております。

詳細の制度設計については、手を挙げました都道府県の方と御相談をさせていただきたいと思っております。ヒアリングの際にも申し上げさせていただきましたけれども、都道府県の応分の負担をいただきます。もともと信用保証協会はそういう設計趣旨で行っておりますけれども、先行している秋田県の事例でも、都道府県が応分の負担をいただいているということでございます。保証協会と都道府県の負担割合は8割とか、あるいは5割でやっているところもございますので、負担割合等につきましては、これから詳細設計をしていきたいと思っております。

大体以上で御説明を終わらせていただきたいと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問はありますか。

○工藤委員 これは特区だけではない感じですか。特区だけでまずやってみようということですか。

○経済産業省 特区でやってみようということです。

○工藤委員 だから、その金額の規模がこのくらいということですね。

○経済産業省 そういうことです。もともと何県で上がってくるかということと、件数が何件かということがわからないものです。ただ、当然のことながら、これは信用保証でございますので、債務不履行になって、代位弁済があった場合に対象になるというものですから、今のところは2億円という形で、これでも例えば先行する秋田の実績を十分に上回るぐらいの案件をカバーできると考えています。実際に付保してみても、件数が上がってき

て、かつデフォルトの割合なども見て、さらに追加的なものが必要であるのであれば、いろいろな形で財政出動するのか、あるいは従来の基金の中で回せるのか、検討をしていくことになると思います。

○八田座長 これは2億円というのは国からということで、秋田の場合には、これなしに県だけでやっているということですね。したがって、これがプラスになるということですね。これまでも国の援助を得ないでやるならばできたんだけど、今回はそれがつきますよということですね。

○経済産業省 そうです。

○八田座長 保証が適用される対象を確認したいと思います。まず商工業の会社が農地を借りて新たに農業をやるというときには、融資に対して保証が適用されるということですね。一方では、既にある農業生産法人が商工業を今度やりたいというときにも適用される。この2つが新たに加えられる対象だと考えてよろしいですね。

○経済産業省 はい。もともと農業生産法人の方が事業展開されて商工業をやられるということは若干例もあったようでございまして、それ自体も今回はできるようにしています。商工業と農業を一体としてやられるような形はできるようになっているということです。

○八田座長 今までは、普通の場合には、農業生産法人は商工業をやる場合にも適用されなかったんですか。

○経済産業省 農業生産法人の方が商工業という事業をやられる場合にはできました。今回、商工業者が、例えばレストランの方が農場をやりますという場合ができるということになります。

○八田座長 要するに商工業者が新たにやる農業はまず対象になる。次に農業生産法人が商工業もやる場合には、その法人がやる農業も保証対象になるということですね。

○経済産業省 農業生産法人が商工業と一緒に農業をやる場合に、従来は商工業分しか保証できなかったのですが、今度はそういう場合に農業分についてもできるということです。

○八田座長 あとは何か御質問はありますか。

○藤原参事官 事務的に1点確認ですけれども、これは新しい予算を含めた事業の手当をいただいたということで大変ありがたいことなのですが、先ほどおっしゃっていただいた、いろいろな細かい制度設計を経て、事業の立ち上げといいますか、開始時期というのは、私どもの特区の指定が総理もスピーチしておりますが、3月を目途ということで、これから手続、諮問会議が立ち上がり、基本方針を整理していくという形になっていくのですが、おそらくこの補正予算の執行という話になってくると思うのですが、具体的にどんなイメージでこれからその事業の立ち上げは進むと考えたらよろしいでしょうか。

○経済産業省 まず都道府県の応分の負担という話もしているものですから、都道府県でどこが手を上げるかと。実際にそこのニーズも聞きながら、むしろ制度をファインチューニングしていったほうが良いという思いもありまして、そこは事務的に御相談をさせていただければと思うのですが、内々にでも早めにここが農業をやりたいということがわか

れば、情報をいただければ、そこと議論を始めて、なるべく遅れないようにやるように、しっかり対応をしていきたいと思います。

○藤原参事官 具体的には要綱みたいなものをつくられるのでしょうか、そこは制度を立ち上げるときにうまく連携してということで事務的に連携に努めてまいりたいと思っております。

○八田座長 従来も信用保証の仕組みに対して県からの出資があったわけですか。

○経済産業省 県も出しております。県によって出し方は違いますけれども、いろいろな形で出しております。

○八田座長 国も出すし、県も出す。その場合に、今度は県が出す場合に、普通の商工業の場合に出すのと農業に出す場合には、率が違ってくるということですか。それとも大体融資額に比例して出すということでしょうか。

○経済産業省 事故率が商工業に対するものと農業に対するものとどれくらい違ってくることによると思います。詳細は制度設計に向けて、農業はどうなっているとか民間のデータももらいながら検討していますけれども、実は農業自体もそんなに全体で見ると事故率が跳ね上がるわけでもないの、そういうものを見ながら考えていきたいと思っております。同じようなものであれば、そんなに変わらないということになるかもしれません。

○八田座長 対象がちょっと増えるから、国も県も増やさなければいけない。そういう感じですね。

○工藤委員 これは保証協会の審査をされますね。そのとき、かつてこれまで借りたことがないというか、実績評価みたいなものが商工業と農業は少し違うように思うのですが、そのあたりはどのようにお考えになっていますか。

○経済産業省 基本的にはおっしゃるとおりなので、したがって財政措置も必要で、リスクが一応高いという前提でやろうと思っております。ただ、日本公庫などにはデータもございますので、こうしたデータを活用させていただいて、制度設計をしようと思っております。そんなに跳ね上がる感じではないのかもしれませんが、制度を検討する前提として、事故率は比較的高めを想定しています。

例えば貸し渋りの時に、特別保証という形でさせていただきましたけれども、ああいうのに匹敵するくらいの事故率を一応想定して制度設計をした上で、実際の運用でどうなっていくかみていくということです。

○工藤委員 私は建設業で信用保証協会を通した経験がありまあすが、新規参入の時は結構大変なんです。実績がある場合の信用保証と、全くゼロからスタートする場合と、その辺はスタートアップに少し何かしてあげないと、大変なところだと思います。手続後を含めて。そこは是非応援するような形で、いい仕組みをつくられたほうがいいかなと思います。

○経済産業省 わかりました。

○八田座長 どうもありがとうございました。これは大きな制度になって育っていくと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。